



# 鳥取県公報

令和元年5月21日（火）  
第9103号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（29）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出（30）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（31）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（32）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（33）（会計指導課）・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活環境課）・・・・・・・・ 4

# 告 示

## 鳥取県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おかもと歯科	米子市皆生温泉一丁目11-34	平成31年4月1日

### 2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福生薬局	米子市皆生三丁目6-1	平成31年4月1日

## 鳥取県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
社会福祉法人博愛会	米子市一部555	特別養護老人ホーム博愛苑	米子市一部555	短期入所生活介護	令和元年5月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
社会福祉法人博愛会	米子市一部555	特別養護老人ホーム博愛苑介護予防短期入所生活介護	米子市一部555	介護予防短期入所生活介護	令和元年5月1日

### 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	休止年月日
医療法人昌生会	米子市中島二丁目1-46	ケアプランセンター新田	米子市中島二丁目1-54	平成31年4月1日

## 鳥取県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を令和元年

5月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり南部町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年5月21日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

##### 退任した役員の氏名及び住所

理 事	亀 尾 公 美	西伯郡南部町福成575
〃	生 田 泰 治	西伯郡南部町福成2349-1
〃	恩 田 ひろ子	西伯郡南部町阿賀1268
〃	六 宮 光 郎	西伯郡南部町三崎108
〃	加 納 立 身	西伯郡南部町原412
〃	恩 田 一 秀	西伯郡南部町原801
〃	大 頭 一 儀	西伯郡南部町福里1-1
〃	井 上 武	西伯郡南部町鴨部1434
〃	板 利喜夫	西伯郡南部町落合311
〃	板 井 隆	西伯郡南部町能竹908
監 事	梶 稔 明	西伯郡南部町清水川167
〃	陶 山 正 巳	西伯郡南部町北方484
〃	藤 原 良 一	西伯郡南部町徳長87

平成31年4月4日退任

##### 就任した役員の氏名及び住所

理 事	亀 尾 公 美	西伯郡南部町福成575
〃	野 口 信 一	西伯郡南部町福成1338
〃	梶 稔 明	西伯郡南部町清水川167
〃	持 田 茂 文	西伯郡南部町三崎106
〃	北 尾 勝	西伯郡南部町原628
〃	恩 田 一 秀	西伯郡南部町原801
〃	前 谷 正 男	西伯郡南部町絹屋953
〃	板 利喜夫	西伯郡南部町落合311
〃	井 上 武	西伯郡南部町鴨部1434
〃	遠 藤 宏 明	西伯郡南部町中1368
監 事	井 原 啓 明	西伯郡南部町福成2095-1
〃	細 村 寿 朗	西伯郡南部町北方2686-1
〃	高 木 正 吾	西伯郡南部町馬場272

平成31年4月5日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第33号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

令和元年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
613	学校法人 米子自 動車学校	名称	学校法人 米子自 動車学校	学校法人 柳心学 園	平成31年4月1 日

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和元年5月21日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 熊 谷 均

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
株式会社松田 組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八 頭町万代 寺93-1	八頭郡八 頭町別府 地内	土石等の 採掘	5.2896ヘ クター	5.2896ヘ クター	2.7655ヘ クター	平成31年3 月22日から 令和5年1 月8日まで	平成31年 3月22日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年5月21日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和元年6月20日午 前10時から午後3時 30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒 坂の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		令和元年6月28日午 後1時30分から午後 4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査  
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続  
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料
    - ア 初心者講習 6,800円
    - イ 経験者講習 3,000円
  - (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品  
筆記用具及び印鑑